

育成を図ることが求められていま
す。変化の激しいこれからの社会
を生きる力を子供たちにバランス
よくはぐくんできていくために、学校
教育をより一層改善・充実すると
ともに、学校・家庭・地域社会の
連携を図り地域ぐるみで取組んで
いく必要があります。

〔重点施策の基本的方向〕

一 個性を生かす教育の充実等教 育課程の改善・充実

○ 平成十年度に公示された新し
い学習指導要領について、その
趣旨の説明及び必要な研究協議
を行うことにより趣旨の徹底を
図り、円滑な実施に努めます。

二 生徒指導の充実

○ いじめ問題の解消や、不登校
等の学校不適応の解決とその未
然防止を図るため、生徒指導に
関する施策・事業の総合的な推
進を図ります。

○ いじめ問題の解消を図るため
に電話相談や訪問相談を実施

し、児童生徒及び教員・保護者に
適切な指導助言を行うなど、教
育相談体制の充実を図ります。
○ スクールカウンセラー、学校
教育相談員、心の教室相談員が
互いに連携を図りながら、不登
校等の学校不適応問題の早期発
見、早期対応に努めます。

三 学力向上施策の推進

○ 各市町村教育委員会が推進す
る基礎学力向上に係る事業の円
滑な実施の支援に努めます。
○ 生徒の個性を生かした多様な
進路希望の実現を図る学力の向
上に努め、もって大学等への志
願率・進学率の向上を期します。

四 県立学校改革の推進

○ 福島県学校教育審議会答申を
踏まえ、単位制高校及び総合学
科高校など特色ある学校・学科
づくりをはじめ、定時制単位制
高校の配置、高等学校の適正規
模、適正配置に努めるなど、県立
学校の改革の推進を図ります。

○ ゆとりある学校生活の中で子
供たちの個性をはぐくむ中高一
貫教育について、中高一貫教育
研究会議での成果を踏まえ、地
域の実情に即した具体的な研究
を推進します。

五 養護教育の充実

○ ノーマライゼーションの理念
に基づく「ともに生きる社会づ
くり」の理解・啓発を促進する
ため、盲・聾・養護学校高等部
生徒を高等学校生徒と合同で障
害者福祉先進国に派遣し、共通
の体験をとおして研修する事業
を推進します。

○ ゆとりある学校生活の中で子
供たちの個性をはぐくむ中高一
貫教育について、中高一貫教育
研究会議での成果を踏まえ、地
域の実情に即した具体的な研究
を推進します。

○ 障害のある生徒の教育機会を
拡充するため、大笹生、石川、
猪苗代養護学校の高等部設置に
向けた諸準備を行うとともに、
高等部重複障害学級や訪問学級
の設置を図るなど、教育諸条件
を整備・充実します。

○ 盲・聾・養護学校で学ぶ児童
生徒の障害の重度・重複化、多
様化に対応するとともに、訪問
教育の児童生徒の登校や地域社
会の生涯学習の場として対応で
きるよう「人にやさしいまちづ
くり条例」の理念に基づき、教
育環境を整備します。

六 情報化・国際化等の社会の変 化への対応

○ 自然体験、社会体験をとおして、
自ら学び、自ら考え、主体的に
行動できる「生きる力」をはぐ
くみ、社会参加・自立を積極的
に支援する事業を推進します。
○ 障害の状態に応じた教育内
容・方法の改善・充実を図ると
ともに、社会参加・自立を目指
した進路指導の一層の充実に努
めます。

○ 二十一世紀の社会を築いてい
く子供たちに、高度情報化社会
の中で主体的に生きる力を身に
つけさせるため、学習活動にイ
ンターネットを利用できる環境
を県立学校に整備するとともに
に、県教育センター等に情報通